

# 新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年10月【第6報】

この「支援制度のお知らせ【第6報】」は、これまでに発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。  
詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。



## 1. 中小企業者等への支援

- 中小企業等事業継続応援支援金 p. 1
- 地元商店等応援補助事業 p. 2
- 福祉施設等特別支援金 p. 2
- 医療施設等特別支援金 p. 3
- 農林業災害対策資金利子補給金交付事業 p. 3

## 2. 申請期限の延長等

- 生活福祉資金(緊急小口資金)貸付【特例貸付】〔実施期間の再延長〕 p. 4
- 生活福祉資金(総合支援資金)貸付【特例貸付】〔実施期間の再延長〕 p. 4
- 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給〔適用期間の延長〕 p. 4
- 後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給〔適用期間の延長〕 p. 4

## 1. 中小企業者等への支援

中小企業等事業継続応援支援金を  
給付します



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

### ◆中小企業等事業継続応援支援金とは

下記の「対象となる方」に、1事業者につき10万円を給付するものです。

### ◆対象となる方は

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「中小企業等緊急支援金」の対象となった事業者のうち、令和2年4月から9月までのいずれか1カ月間の売上が前年同月比で20%以上減収している事業者

### ◆申請期間は

令和2年10月19日から12月18日まで

### ◆申請方法は 原則「郵送申請」

※申請書類は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「中小企業等緊急支援金」の交付を受けた事業者へ順次、郵送します。

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇誓約書
- ◇売り上げが減収したことがわかる書類